

○国立大学法人筑波大学の会計事務分掌及び専決に関する取扱いを定める法人細則

〔平成29年3月31日〕
法人細則第8号

改正 平成29年法人細則第15号
平成30年法人細則第5号
平成30年法人細則第13号
平成31年法人細則第8号
令和2年法人細則第10号
令和3年法人細則第4号

国立大学法人筑波大学の会計事務分掌及び専決に関する取扱いを定める法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号。以下「財務規則」という。）第46条第2項から第4項までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(分任会計責任者)

第2条 財務規則第46条第2項に定める会計事務の一部を分掌させる役員又は職員は、別表第1のとおりとする。

(専決者)

第3条 財務規則第46条第3項に定める会計事務の一部を専決処理させる役員又は職員は、別表第2のとおりとする。

(会計責任者代理が事務を代理する場合)

第4条 財務規則第46条第4項に定める会計事務を代理させる役員又は職員は、別表第3のとおりとする。

附 則

この法人細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29.8.31法人細則15号）

この法人細則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人細則5号）

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.5.31法人細則13号）

この法人細則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人細則8号）

この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人細則10号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る会計事務から適用する。

附 則（令3.3.18法人細則4号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る会計事務から適用する。

別表第1（第2条関係）

分任会計責任者名	指定する職位	会計事務の範囲
分任契約担当役	研究担当副学長	国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号）第2条に定める受託研究、共同研究、学術指導、特別共同研究事業及び臨床研究に係る契約（以下「受託研究等契約」という。）（附属病院に関するものを除く。）のうち国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国等」という。）からの公的資金に係る契約に関する事務
	産学連携担当副学長	受託研究等契約のうち国等からの公的資金に係る契約以外の契約（附属病院に関するものを除く。）並びに国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第2条に定める知的財産権及び知的財産に係る契約（以下「知的財産権等契約」という。）に関する事務
	附属病院長	附属病院における受託研究等契約その他の収入又は支出の原因となる行為に関する事務（1,000万円以上の工事の請負に係る契約並びに不動産の売買、交換及び賃貸借に係る契約並びに図書館資料に係る契約を除く。）
分任出納命令役	病院総務部長	附属病院における収入の調査決定及び債務者に対する納入の請求並びに分任出納役に対する現金、預金、貯金及び有価証券の収納命令に関する事務
分任出納役	病院総務部経営戦略課長	分任出納命令役の命令に基づく現金、預金、貯金及び有価証券の収納、現金の保管並びに帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務

別表第2(第3条関係)

1. 収入に係る契約

収入に係る契約事務の範囲 (契約内容、予定価格)			契約担当役							分任契約担当役 (研究担当副学長)	分任契約担当役 (産学連携担当副学長)	分任契約担当役 (附属病院長)			
			専決者							専決者	専決者	専決者			
			財務部			施設部				研究推進部	産学連携部	病院総務部			
			財務部長	契約課長	契約課主幹	施設部長	施設企画課長	施設マネジメント課長	施設マネジメント課主幹	外部資金課長	産学連携企画課長	総務課長	管理課長	管理課主幹・専門員	
(1)	物品の貸付及び売却に係る契約	1,000万円以上	◎	○								◎			
		1,000万円未満	◎	○	○							◎		○	
		500万円未満	◎	○	○	○						◎		○	○
(2)	不動産の貸付及び売却並びに電気事業者に対する電気の売却に係る契約	1,000万円以上	◎			○									
		1,000万円未満	◎			○		○							
		500万円未満	◎			○		○	○						
(3)	受託研究等契約	国等								◎			◎		
		500万円未満								◎	○		◎	○	
(4)	国等以外	500万円以上									◎		◎		
		500万円未満									◎	○	◎	○	
(5)	知的財産権等契約	500万円以上									◎				
		500万円未満									◎	○			
(6)	その他収入に係る契約	1,000万円以上	◎	○									◎		
		1,000万円未満	◎	○	○								◎		○
		500万円未満	◎	○	○	○							◎		○

2. 支出に係る契約(交換に係る契約を含む。)

支出に係る契約事務の範囲 (契約内容、予定価格)			契約担当役										分任契約担当役 (附属病院長)					
			専決者										専決者					
			財務部			施設部				学術情報部	財務規則第19条に定める予算管理者及び同規則第32条第3項に定める予算執行者	病院総務部				財務規則第19条に定める予算管理者及び同規則第32条第3項に定める予算執行者		
			財務部長	契約課長	契約課主幹	施設部長	施設企画課長	施設マネジメント課長	施設マネジメント課主幹	情報企画課長		病院総務部長	管理課長	管理課主幹・専門員	整備推進課長			
(1)	物品の購入、借入及び交換に係る契約並びに製造その他の請負に係る契約(次号から第4号までに掲げる契約を除く。)	政府調達基準額以上	◎									◎						
		政府調達基準額未満	◎	○								◎	○					
		1,000万円未満	◎	○	○							◎	○	○				
		500万円未満	◎	○	○	○						○※	◎	○	○	○		○※
(2)	不動産の購入、借入及び交換並びに不動産管理に係る役務の提供その他の請負並びに光熱水及び電気通信役務に係る契約	政府調達基準額以上	◎															
		政府調達基準額未満	◎			○												
		1,000万円未満	◎			○		○										
		500万円未満	◎			○		○	○									
(3)	施設の整備及び維持管理に係る工事その他の請負に係る契約	2億円以上	◎															
		2億円未満	◎			○												
		1,000万円未満	◎			○	○					◎				○		
		500万円未満	◎			○	○					◎				○		
(4)	図書館資料に係る契約	政府調達基準額以上	◎															
		政府調達基準額未満	◎	○														
		1,000万円未満	◎	○	○													
		500万円未満	◎	○	○					○								

この表において「政府調達基準額」とは、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額をいう。

※予定価格が160万円未満であり、かつ当該契約事務が定型的又は軽易であるとして、契約担当役が認めた範囲の事務に限る。

別表第3（第4条関係）

会計責任者代理名	指定する職位	会計事務の範囲
契約担当役代理	財務部長	代理する会計責任者又は分任会計責任者の会計事務
分任契約担当役代理	研究推進部長	
	産学連携部長	
	病院総務部長	
出納命令役代理	財務担当副学長	
分任出納命令役代理	附属病院長	
出納役代理	財務部財務管理課主幹	
分任出納役代理	病院総務部経営戦略課主幹（経営戦略等）	